

仕様書

第1章 総則

1条（適用）

本仕様書は、令和8年度 令和6年災 滝又地区 頭首工災害復旧調査・設計業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

2条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県調査関係共通仕様書(令和5年1月一部改訂)、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

3条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

4条（資料の貸与）

受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

5条（秘密の厳守）

受注者は、本業務の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

6条（委託期間）

本業務の委託期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第2章 作業内容

7条（目的）

本業務は、輪島市滝又地区において、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨によって被災した頭首工を対象に、災害復旧計画に必要な資料を整備するものである。

8条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

9条（業務範囲）

本業務の範囲は、輪島市内とし「別添 箇所図」による。

10条（設計条件）

本業務は、普通河川菅野川（すがのがわ）にある頭首工並びに直上下流の護岸が設計の対象となる。

菅野川については河川計画がないため、流量、流速、洪水量等の調査を実施し、水理条件等を把握したうえで設計を行う。

頭首工は、既設構造であった固定堰の復旧を想定しているが、諸条件を把握したうえで不適切と判断された場合は別の構造を検討する等、発注者と速やかに協議を実施すること。

取水口は被災を受けていないため、既存のものを使用することで設計を行うものとする。

11条（作業内容）

（1）土質調査業務 1式

① 計画書作成

調査業務計画書を作成する。

② 現地調査

- ・機械ボーリング調査（土質・岩盤オールコア） 3カ所
ボーリング位置については、当初打合せにて協議し決定する。

- ・標準貫入試験

- ・現場透水試験

- ・資料整理、柱状図、断面図の作成

試験データをもとに各種図面を作成するとともに、地質の評価考察等のとりまとめをおこなう。

（2）溪流取水工復旧設計業務 1式

① 準備作業

- ・現地調査

現地を詳細に踏査し把握する。

- ・資料の検討

貸与資料や調査資料を整理し、作業計画を作成する。

② 設計計画

- ・河川計画の検討

菅野川の洪水量等を確認する。

- ・型式の検討

堰の形、基礎の検討等を行う。

- ・平面、縦断計画

各部標高、エプロン長等を決定する。

③ 水理計算

- ・河川水位の検討

不等流計算により、堰築造後の詳細推理計算を行う。

- ・堰体及び護床工

固定堰、洪水吐等の詳細推理計算を行う。

④ 構造計算

- ・ 固定堰

固定堰の詳細構造計算を行う。

- ・ 堰体

堰体の詳細構造計算を行う。

- ・ 護岸工

護岸タイプを決定し、3タイプ程度の詳細構造計算を行う。

⑤ 基礎の検討

- ・ 基礎の検討

直接基礎の詳細な計算を行う。

⑥ 設計図作成

- ・ 河川計画図

溪流取水工周辺の縦横断面図を作成する。

- ・ 一般図

溪流取水工の計画一般平面図、平面図、正面図、標準断面図を作成する。

- ・ 堰体

堰体の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。

- ・ 護岸工

護岸工の一般構造図、配筋図等詳細な図面を作成する。

⑦ 仮設計画

- ・ 仮設計画

主要な仮設工の構造・安定計算を行い、図面を作成する。

⑧ 数量計算

- ・ 数量計算

全部の数量を詳細に計算する。

⑨ 施工計画

- ・ 施工計画

本体工事、仮設工事、工程計画について詳細な施工計画を作成する。

⑩ 照査

- ・ 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

⑪ 点検とりまとめ

- ・ 点検とりまとめ

設計計算書、図面等の点検取りまとめを行う。(報告書作成含む)

(3) 打合せ 1 式

着手前 1 回、中間 1 回、最終 1 回とする。旅費交通費については、1 3 条に定めるとおりとする。

第3章 検査・協議・その他

12条（検査）

受注者は各工程が終了する度に発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

13条（旅費交通費）

打合せ並びに外業に要した旅費交通費は設計変更の対象とする。

旅費交通費の積算上の基地は石川県庁としているが、受発注者協議のうえ、実態に合わせて変更するものとする。

宿泊を行う場合は、宿泊情報（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）がわかる資料を発注者に提出すること。

発注者は、提出された資料の妥当性を確認のうえ、土地改良積算基準に記載の調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

14条（交通誘導員）

ボーリング等の外業調査においては、交通誘導員を必要に応じて設置すること。

当初においては、下記の表のとおり見込んでいる。

種類	人数	（参考）設置想定業務
交通誘導員 B	16 人 (2 人/日、8 日)	・ ボーリング調査（県道側）・標準貫入試験（県道側） ・ 足場仮設（県道側）・現場内小運搬

実態と異なる場合は協議を行い、妥当性を確認のうえ、変更の対象とする。

15条（協議）

作業中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、11条に定める作業内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。

第4章 成果品

16条（納入成果品）

- | | |
|-------------------------|----|
| （1）報告書 | 1式 |
| （2）その他発注者と協議のうえ必要と認めたもの | 1式 |
| （3）電子媒体 | 1式 |